

青梅市文化交流センター条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 2 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

受益者負担および公費負担の適正化を図るため、施設の使用料を見直すほか、施設の休館日等を改めるとともに、所要の規定の整備を行いたいの
で、この条例案を提出いたします。

青梅市文化交流センター条例等の一部を改正する条例

(青梅市文化交流センター条例の一部改正)

第 1 条 青梅市文化交流センター条例（平成 3 0 年条例第 3 4 号）の一部
を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「委員会の」を「あらかじめ委員会に申請し、その」
に改める。

別表センター使用料表 1 多目的ホールの表備考に次の 1 項を加える。

6 青梅市の区域内に在住し、在勤し、または在学する者（以下「市
民等」という。）の人数が構成員の過半数を満たす団体以外の団体
および市民等以外の個人の使用者に対する使用料は、規定使用料
に 3 を乗じて得た額とする。

別表センター使用料表 2 多目的ホール以外の施設の表中備考以外の
部分を次のように改める。

2 多目的ホール以外の施設

区分	定員	午前	午後 1	午後 2	夜間 1	夜間 2	全日
----	----	----	------	------	------	------	----

		午前 9 時～正 午	午後 1 時～午 後 3 時	午後 3 時～午 後 5 時	午後 5 時～午 後 7 時 30分	午後 7 時30分 ～午後 10時	午前 9 時～午 後10時
文化活動 室 A	人 50	円 1,650	円 1,100	円 1,100	円 1,350	円 1,350	円 6,550
文化活動 室 B	30	1,000	650	650	800	800	3,900
文化活動 室 C	10	350	200	200	250	250	1,250
文化活動 室 D	10	350	200	200	250	250	1,250
バンドル ーム	40	1,000	800	800	900	900	4,400
研修室 A	50	1,600	1,050	1,050	1,350	1,350	6,400
研修室 B	50	1,600	1,050	1,050	1,300	1,300	6,300
研修室 C	20	650	400	400	500	500	2,450
研修室 D	10	250	150	150	200	200	950
アートル ーム	20	650	450	450	550	550	2,650
実習室	30	950	600	600	750	750	3,650
会議室 A	50	1,600	1,050	1,050	1,300	1,300	6,300
会議室 B	30	900	600	600	750	750	3,600
会議室 C	25	800	550	550	650	650	3,200
会議室 D	25	750	500	500	600	600	2,950
ミーティ ングルー ム A	10	350	250	250	300	300	1,450
ミーティ ングルー ム B	10	300	200	200	250	250	1,200
和室 A	15	400	300	300	350	350	1,700
和室 B	15	400	300	300	350	350	1,700

別表センター使用料表 2 多目的ホール以外の施設の表備考に次の 1 項を加える。

- 4 市民等の人数が構成員の過半数を満たす団体以外の団体および市民等以外の個人の使用者に対する使用料は、規定使用料に 3 を乗じて得た額とする。

(青梅市図書館条例の一部改正)

第 2 条 青梅市図書館条例（昭和 4 7 年条例第 1 2 号）の一部を次のよう

に改正する。

第3条第1項第1号中「まで」の次に「。ただし、12月29日は、午前9時から午後5時までとする。」を加える。

第4条第3号中「まで」の次に「。ただし、青梅市中央図書館は、12月30日および同月31日とする。」を加える。

別表第2図書館施設使用料表青梅市中央図書館の項中「1,200円」を「2,400円」に、「800円」を「1,600円」に、「4,000円」を「8,000円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 青梅市の区域内に在住し、在勤し、または在学する者（以下「市民等」という。）の人数が構成員の過半数を満たす団体以外の団体および市民等以外の個人の使用者に対する使用料は、規定使用料に3を乗じて得た額とする。

（青梅市ふれあいセンター条例の一部改正）

第3条 青梅市ふれあいセンター条例（平成3年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「別表1」を「別表第1」に改める。

第3条第1項中「委員会の」を「あらかじめ委員会に申請し、その」に改める。

第6条第1項中「別表2」を「別表第2」に改める。

別表1を別表第1とする。

別表2を別表第2とし、同表センター使用料表青梅市御岳山ふれあいセンターの部スポーツホールの項中「1,500」を「1,100」に、「1,000」を「750」に、「1,250」を「900」に、「6,000」を「4,400」に改め、同表備考に次の1項を加える。

3 青梅市の区域内に在住し、在勤し、または在学する者の人数が構成員の過半数を満たす団体以外の団体が使用する場合の使用料は、規定使用料に3を乗じて得た額とする。

（青梅市総合体育館条例の一部改正）

第4条 青梅市総合体育館条例（昭和55年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「委員会の」を「あらかじめ委員会に申請し、その」

に改める。

第9条第3号中「12月29日から」を「12月30日および」に改め、「まで」を削る。

別表第1 体育館使用料表中

「

円	円	円	円
9,000	12,000	12,000	33,000
27,000	36,000	36,000	99,000
1回 50円			
1回 200円			
1,500	2,000	2,000	5,500
4,500	6,000	6,000	16,500
1回 50円			
1回 200円			
1回 50円			
1回 200円			
1回 50円			
1回 200円			
300	400	400	1,100
300	400	400	1,100
300	400	400	1,100
300	400	400	1,100
300	400	400	1,100

」を

「

円	円	円	円
13,200	17,600	17,600	48,400
39,600	52,800	52,800	145,200
1回 50円			
1回 300円			
3,000	4,000	4,000	11,000
9,000	12,000	12,000	33,000
1回 50円			
1回 300円			
1回 50円			
1回 300円			
1回 50円			
1回 300円			
600	800	800	2,200

600	800	800	2,200
600	800	800	2,200
600	800	800	2,200
600	800	800	2,200

」に、同表備考第2項ただし書中「市内の」を「青梅市の区域内（以下「市内」という。）にある」に改め、同表備考に次の1項を加える。

7 市内に在住し、在勤し、または在学する者（以下「市民等」という。）の人数が構成員の過半数を満たす団体以外の団体および市民等以外の個人の使用者に対する使用料は、規定使用料に3を乗じて得た額とする。

（青梅市スポーツ施設条例の一部改正）

第5条 青梅市スポーツ施設条例（昭和47年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「青梅市教育委員会（以下「委員会」という。）の」を「あらかじめ青梅市教育委員会（以下「委員会」という。）に申請し、その」に改める。

別表第3東原公園水泳場の部大人の項中「300円」を「600円」に改め、同部小人（中学生以下）の項中「100円」を「200円」に改め、同表わかぐさ公園こどもプールの部小人（小学生以下）の項中「50円」を「100円」に改め、同部付添人の項中「150円」を「300円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 青梅市の区域内に在住し、在勤し、または在学する者（以下「市民等」という。）以外の個人の使用料は、規定使用料に1.5を乗じて得た額とする。ただし、青梅エクストリームスポーツパークおよび更衣ロッカーを除く。

別表第4中「

円
2,400
2,000
800
600
200
2,000
800

円
1,600
1,000
800
600
400
1,000
800

1,200
1,800
1,200
2,000
400
2,400
1,200
400
3,000
800

600
800
2,400
2,900
600
2,400
1,200
600
2,900
800

」を」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 永山公園総合運動場の陸上競技場および東原公園球技場については、その2分の1を使用する場合の使用料は、規定使用料の2分の1の額とする。
- 2 市民等の人数が構成員の過半数を満たす団体以外の団体および市民等以外の個人の使用者に対する使用料は、規定使用料に3を乗じて得た額とする。

別表第6中「12月29日から同月31日まで」を「12月30日および同月31日」に改める。

（青梅市美術館条例の一部改正）

第6条 青梅市美術館条例（昭和59年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「委員会の」を「あらかじめ委員会に申請し、その」に改める。

第13条第1号中「午前9時」を「午前10時」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、入館することができる時間は、午後4時30分までとする。

第13条第2号中「午後10時」を「午後5時」に改める。

第21条第2項中「7人」の次に「以内」を加え、同条第3項第1号中「4人」の次に「以内」を加え、同項第2号中「3人」の次に「以内」を加え、同項に次の1号を加える。

（3）委員会が特に必要と認める者

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

区分		個人	団体 (20人以上)
観覧料 (1人1回につき)	大人	円 500	円 300
	小人 (中学生以下)	200	150
	2,000円以内で、委員会が別に定める。		
特別展観覧料 (1人1回につき)	大人	900	—
	小人 (中学生以下)	300	—

別表第2備考第2項中「を合わせ、」を「における」に改め、同表備考第3項中「おける常設展開催時に」を削り、「の観覧料」の次に「(特別展の観覧にかかるものを除く。)」を加える。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第8条関係）

区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで
第3展示室	円 5,600	円 5,600

備考

- 午前9時から午後1時までの区分を使用する者は、午後1時までに使用を終了し、午後1時から午後5時までの区分を使用する者が使用できる状態にしなければならない。
- 第1展示室、第2展示室および館に付属する器具等の使用料については、委員会が別に定める。

付 則

(施行期日)

- この条例は、令和9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第1条中青梅市文化交流センター条例第4条第1項の改正規定、第2条中青梅市図書館条例第3条第1項第1号および第4条第3号の改正規定、第3条中青梅市ふれあいセンター条例第1条、第3条第1項、第6条、別表1および別表2の改正規定（「別表2」を「別表第2」に改める部分に限る。）、第4条中青梅市総合体育館条例第5条第1項お

よび第9条第3号の改正規定、青梅市スポーツ施設条例第2条第1項および別表第6の改正規定ならびに第6条中青梅市美術館条例第6条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

（青梅市文化交流センター条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この条例による改正後の青梅市文化交流センター条例別表の改正規定は、この条例の施行日以後にされる青梅市文化交流センターの使用の承認の申請にかかる使用料から適用し、同日前にされる青梅市文化交流センターの使用の承認の申請にかかる使用料については、なお従前の例による。

（青梅市図書館条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 この条例による改正後の青梅市図書館条例別表第2の改正規定は、この条例の施行日以後にされる図書館の使用の承認の申請にかかる使用料から適用し、同日前にされる図書館の使用の承認の申請にかかる使用料については、なお従前の例による。

（青梅市ふれあいセンター条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 この条例による改正後の青梅市ふれあいセンター条例別表2の改正規定（「別表2」を「別表第2」に改める部分を除く。）は、この条例の施行日以後にされる青梅市ふれあいセンターの使用の承認の申請にかかる使用料から適用し、同日前にされる青梅市ふれあいセンターの使用の承認の申請にかかる使用料については、なお従前の例による。

（青梅市総合体育館条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 この条例による改正後の青梅市総合体育館条例別表第1の改正規定は、この条例の施行日以後にされる青梅市総合体育館の使用の承認の申請にかかる使用料から適用し、同日前にされる青梅市総合体育館の使用の承認の申請にかかる使用料については、なお従前の例による。

（青梅市スポーツ施設条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 この条例による改正後の青梅市スポーツ施設条例別表第3および別表第4の改正規定は、この条例の施行日以後にされるスポーツ施設の使用の承認の申請にかかる使用料から適用し、同日前にされるスポーツ施設の使用の承認の申請にかかる使用料については、なお従前の例による。

（青梅市美術館条例の一部改正に伴う経過措置）

- 7 この条例による改正後の青梅市美術館条例別表第3の改正規定は、こ

の条例の施行日以後にされる美術館の使用の承認の申請にかかる使用料から適用し、同日前にされる美術館の使用の承認の申請にかかる使用料については、なお従前の例による。

（青梅市吉川英治記念館条例の一部改正）

- 8 青梅市吉川英治記念館条例（令和２年条例第８号）の一部を次のように改正する。

別表共通観覧料（１人１回につき）の部大人の項中「６００」を「９００」に改め、同部小人（中学生以下）の項中「２００」を「３００」に改め、同表備考第３項中「おける常設展開催時に」を削り、「の観覧料」の次に「（特別展の観覧にかかるものを除く。）」を加える。